

令和8年度和歌山県産業イノベーション人材育成等に資する高等学校等教育改革促進事業計画
作成支援業務委託企画提案募集要項

1 目的

本県では、国の「高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）」を踏まえ、県内の県立高校において、アドバンスト・エッセンシャルワーカー等育成、理数系人材育成、多様な学習ニーズに対応した教育機会の確保の三つの観点から、高校教育改革を先導する拠点（以下、「改革先導拠点」という。）の創出に取り組むこととしている。

本県における人口動態や産業構造等の将来予測を踏まえた、高校の教育改革を進めるため、改革先導拠点において実施する取組の検討に必要な情報の収集・調査・分析を行い、資料のとりまとめを行うほか、事業計画の作成を支援する「和歌山県産業イノベーション人材育成等に資する高等学校等教育改革促進事業計画作成支援業務委託」について、企画提案方式により受託事業者を募集する。

2 募集の内容

- (1) 業務名 令和8年度和歌山県産業イノベーション人材育成等に資する高等学校等教育改革促進事業計画作成支援業務委託
- (2) 業務内容 別紙「令和8年度和歌山県産業イノベーション人材育成等に資する高等学校等教育改革促進事業計画作成支援業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 委託期間 委託契約締結日から令和8年5月15日まで

3 提案上限額

7,332,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

委託業務の内容の実施にかかる全ての費用を含む。

4 参加資格

企画提案に参加できる者は、以下の条件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで及び第6号に該当しない者であること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立をした者又は再生手続き開始の申立をされた者に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立をした者又は更生手続き開始の申立をされた者に該当しない者であること。
- (5) 和歌山県から指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体でないこと。
- (7) 和歌山県が賦課徴収する全ての税について、未納がないこと。
- (8) 仕様書に定める業務を遂行するに足る能力を有するものであること。

5 企画提案書の作成

企画提案書は1者につき1案のみとし、「仕様書」に基づき、以下により作成すること。

・サイズ：A4

・頁数：20頁以内（表紙含む）

※提案内容を分かりやすく簡潔に記載すること。

※指定頁数を超える部分については審査対象外とする。

・文字：本文11ポイント以上（図や表など挿入資料の文字は除く。）

言語は日本語、通貨は円とすること。

6 企画提案の手続等

(1) スケジュール

令和8年3月18日（水）：公募開始、実施要項等の公表

3月23日（月）：質問の提出期限（午後5時まで）

3月26日（木）：企画提案参加申込書提出期限（午後5時まで）

3月30日（月）：企画提案書の提出期限（午後5時まで）

4月6日（月）：審査会の開催

4月上旬：審査結果の通知

(2) 募集要項等の公表・配布日時

令和8年3月18日（水）～令和8年3月26日（木）

(3) 募集要項等の配布方法

以下の和歌山県ホームページよりダウンロードすること。

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/500100/d00221904.html>

(4) 募集要項等に係る質問事項について

本業務に関する質問を次のとおり受け付ける。

①受付期限：令和8年3月23日（月） 午後5時（必着）

②提出方法：質問の内容を簡潔にまとめ、募集要項等に関する質問書（様式1）に記入の上、電子メールにより「11 問合せ先及び各種書類の提出先」に提出すること。
メール送信の際には、件名に「和歌山県産業イノベーション人材育成等に資する高等学校等教育改革促進事業計画作成支援業務に関する質問」と記述のこと。

③回答：質問に関する回答は、令和8年3月24日（火）までに質問事項と回答事項を合わせて、原則全参加申請事業者に電子メールで回答するとともに和歌山県ホームページで公開する。

(5) 企画提案参加申込書の受付

①受付期間：令和8年3月18日（水）～令和8年3月26日（木） 午後5時

②提出方法：参加希望者は、企画提案参加申込書（様式2）を「11 問合せ先及び各種書類の提出先」に持参、郵送又は電子メールにより提出すること。

※郵送又は電子メールの場合は、郵送後又は電子メールの送信後に確認の電話をすること。

(6) 企画提案書の提出

①提出期限：令和8年3月30日（月）午後5時

②提出書類

ア 企画提案書（様式4）

イ 事業計画書（様式5）

ウ 本委託業務に類似する業務実績（様式6）

エ 見積書（任意様式）

オ 法人概要書（様式7）

カ 誓約書（様式8）

キ 直近の決算書の写し（2年分）

ク その他、企画提案内容の説明に必要な資料

③提出方法：「11 問合せ先及び各種書類の提出先」まで、電子データ（ワード又はPDF形式）で、電子メール等により提出すること。

提出期限当日の午後5時までに到着したものを有効とする。

④注意事項：県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求める場合がある。

(7) 企画提案参加に際しての注意事項

①失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は失格又は無効とする。

ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

ウ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

エ 募集要項に違反すると認められる場合

オ 審査会の構成員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

カ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合

キ 審査会終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合

ク その他評価結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

②著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提案者が負うものとする。

③複数提案の禁止

提案者は、複数の提案書の提出はできない。

④提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。（軽微なものを除く。）

⑤返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

⑥費用負担

企画提案書の作成、提出等企画提案参加に要する経費等は、すべて提案者の負担とする。

⑦業務の再委託

提案にあたり再委託先がある場合は、事業計画書の業務実施体制において、これを明確にし、その業務内容及び再委託金額を明記すること。

⑧その他

ア 企画提案参加申込書を提出した場合であっても、6（6）に定める期限までに企画提案書等の提出がなされない場合は、辞退したものとする。

イ 企画提案者は、企画提案書の提出をもって、募集要項等の記載内容に同意したものとす
る。

ウ 提出書類は、和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2号）に基づく情報公開請求の対象となる。

エ 企画提案参加申込後に辞退をする場合は、企画提案参加辞退届（様式3）を「11 問合せ先及び各種書類の提出先」に持参、郵送又は電子メールにより提出すること。

※郵送又は電子メールの場合は、郵送後又は電子メールの送信後に確認の電話をすること。

（8）見積書作成にあたっての注意事項

提案金額は、仕様書に記載の和歌山県産業イノベーション人材育成等に資する高等学校等教育改革促進事業計画作成業務に要する費用の見込額とし、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず見積もった金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額を見積書に記載すること。

7 評価に係る事項

（1）評価項目等

別表「評価項目及び評価基準」のとおり

（2）審査会の実施

①開催日・場所

- ・開催日時：令和8年4月6日（月）
- ・開催場所：和歌山県庁南別館6階604会議室（和歌山市小松原通一丁目1番地）

②プレゼンテーション等の時間

- ・プレゼンテーション 20分間以内
- ・質疑応答 10分間程度

③実施内容

- ・企画提案者がプレゼンテーションを行い、その後審査員からヒアリングを行う。
- ・提案のアウトラインをつかみやすくするため、提案全体の概要を説明した上で、各評価項目について説明を行うこと。

④注意事項

- ・開催日時、開催場所、各提案者の開始時間等の詳細は後日通知する。
- ・企画提案者が多数の場合は書類審査を行い、プレゼンテーション実施者の絞り込みや実施時間の短縮をする場合がある。
- ・プレゼンテーション参加人数は、1提案者あたり5名までとする。
- ・審査会当日、新たに説明資料を追加することはできない。
- ・事務局でプロジェクタ等とHDMIケーブルは用意するが、パソコンは提案者が用意すること。また、接続方法はHDMIケーブルとする。
- ・提案者は、他の提案者の企画提案を傍聴することはできない。
- ・指定時間に遅れた場合は、審査会への参加を認めない。
- ・状況等により、審査会をオンラインで実施する場合がある。

(3) 評価及び選定

- ・企画提案書、審査会におけるプレゼンテーション及びヒアリングの内容により評価する。
- ・各評価項目に配点を付し、提案内容に応じ得点を与え、最優秀提案を決定する。
- ・応募者が1者のみの場合においても審査を行い、契約相手としてふさわしいかどうかを判断する。
- ・審査及びその内容は非公開とする。
- ・審査結果については、審査終了後に各提案者に対して個別に通知する。

8 契約の締結

- (1) 和歌山県は、選定された最優秀提案者（以下「候補者」という。）と別途協議を行い、協議が整った場合は、候補者から改めて見積書を徴収し、見積書の内容を精査の上、随意契約による業務委託契約を締結する。
- (2) 候補者との契約交渉が不調の時は、次点者から順に同様の契約手続きを行う。

9 業務の適正な実施に関する事項

(1) 関係法令の遵守

受託者は、事業の実施にあたっては、関係法令を遵守すること。

(2) 個人情報保護

受託者が、業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、和歌山県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年10月5日施行）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(3) 守秘義務

受託者は、業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、業務終了後も同様とする。

10 その他

最優秀提案者が、審査会の日から本契約締結の日までの期間内に県から「令和7年度における物品の購入等の競争入札参加資格」の停止措置を受けたときは、当該最優秀提案者と契約を締結しないものとする。

11 問合せ先及び各種書類の提出先

〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁南別館 教育委員会事務局 総務課 総務企画班

TEL：073-441-3640（直通）

電子メールアドレス：e5001001@pref.wakayama.lg.jp